

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十月十日奈良県指令高土第二九一―一五号

平成二十九年十一月二十日奈良県指令高土第二九一―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月二十七日高土第九〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字神楽二七五番一及び二七五番四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字築山五五五番地

北風吉彦